

三次市教育委員会議案第 1 号

三次市無形文化財の認定について

三次市文化財保護条例（平成 16 年条例第 132 号）第 3 条第 1 項の規定により，次の者を三次市無形文化財の技術保持者として認定することについて，次のとおり議決を求める。

平成 20 年 4 月 17 日提出

三次市教育委員会教育長 藤川 寿

種	別	三次市無形文化財
名	称	鶉飼技術
氏	名	日坂文吾